

「2014年 新合格講座 演習 雇用保険法」から  
第46回社労士試験【選択式】雇用法 空欄Aの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14339 p.2]

<新合格演習 雇用法 第1回 問2-A>

3 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の  の金額を納付することを命ずることができる。

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題  
【選択式】 雇用保険法 【空欄A】

1 雇用保険法第10条の4第1項は、「偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の  以下の金額を納付することを命ずることができる。」と規定している。

的中!

(解答 → ⑳額の2倍に相当する額以下)

(解答  → ⑱額の2倍に相当する額)